

いときは、実測平面図の境界に異議のない旨を証明した上で実測平面図のうち1部を申請者に交付し、併せて、境界確定同意申請書及び現地調査書とを一件綴として永年保存すると規定している。

以上を踏まえれば、対象公文書は、実施機関において永年保存しなければならない文書であり、「対象公文書は取得・作成していないため、保有していない」との実施機関の主張は認められない。

(2) 過去に対象公文書の交付を受けていることについて

審査請求人は、平成15年度中に公文書開示請求を行い、実施機関から対象公文書にあたる公文書の交付を受けている。よって、「対象公文書は取得・作成していないため、保有していない」との実施機関の主張は認められない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の本件処分の理由は、弁明書及び口頭による理由説明を総合すると次のとおりである。

1 対象公文書について

対象公文書は、審査請求人への確認の結果、国土交通省所管国有財産の境界確定事務取扱要領（昭和63年7月1日付け63用第347号福島県土木部長通知。平成16年3月31日廃止。以下「要領」という。）第14に定める境界確定同意申請書に添付する実測平面図及び写真（以下「対象公文書」という。）であると特定した。

要領の名称については、当初は「建設省所管国有財産の境界確定事務取扱要領」であったが、平成13年度に「国土交通省所管国有財産の境界確定事務取扱要領」に改正されている。

2 境界確定事務について

(1) 境界確定申請について

境界確定申請とは、公共用地と隣接地の境界を確定するために行われるものであり、要領では、実測平面図を申請書に添付することを規定していない。

当該申請があった場合、県側で申請者等とともに境界立会をした上で、県で現地調査書等を作成し、内容が適当と認める場合は境界を確定し、境界杭の設置や、境界確定台帳への記載等を行うことを規定している。

現地調査書の作成に当たっては、要領では、現地調査書に現地の写真を添付することを規定していないが、事務手続の中で写真を添付し、所属長へ立会結果を報告することもある。

(2) 境界確定同意申請について

境界確定同意申請とは、境界確定申請に関する一連の手続により境界自体は確定するものの、その後、法務局等への手続に必要となる場合、申請者側から県に対して行われるものであり、申請書には実測平面図を2部添付することを規定している。

当該申請があった場合、現地調査書と照合した上で現地確認を行い、申請書に添付された実測平面図と相違がないときは、実測平面図の境界に異議がない旨証明した上で実測平面図を1部申請者に交付し、実施機関においては境界確定同意申請書及び現地調査書とを一件綴として永年保管することを規定している。

(3) 事務の移管について

本件開示請求にかかる境界確定事務によって境界確定された公共用地は、国有財産特別措置法（昭和27年法律第217号）第5条第5号に基づき平成17年3月31日付けで〇〇〇に譲与されたことから、それに伴い、境界確定事務の公文書一式も実施機関から〇〇〇に引き継がれている。

3 不開示理由について

(1) 実測平面図について

上述のとおり、本件開示請求にかかる境界確定事務の公文書は、公共用地の譲与に伴い実施機関から〇〇〇に引き継いでいるものの、譲与前にあっても、対象公文書のうち実測平面図を実施機関が保有している事実は確認できなかった。これは、境界確定申請者が、境界確定同意申請を行わず、実施機関において当該文書を取得することがなかったためと考えられる。

(2) 起点がわかる写真について

上述のとおり、本件開示請求にかかる境界確定事務の公文書は、公共用地の譲与に伴い実施機関から〇〇〇に引き継いでいるものの、譲与前にあっても、対象公文書のうち「〇〇〇〇〇起点がわかる写真」に該当する写真を実施機関が保有している事実は確認できなかった。

これは、要領に境界確定にかかる起点や終点等を示した写真を取得・作成した上で実施機関が保有することを義務付ける規定はないことから、実施機関において当該文書を取得・作成することがなかったためである。

なお、本件開示請求にかかる境界確定申請がなされた当時、実施機関では現地調査書に現地の写真を添付した上で所属長に対する報告を行っていたが、当該写真は現地確認の様子を示すものにとどまり、対象公文書のうち「〇〇〇〇〇起点がわかる写真」に該当するものではない。また、上述のとおり、本件開示請求にかかる境界確定事務の公文書は、公共用地の譲与に伴い実施機関から〇〇〇に引き継いでいるため、当該写真についても本件開示請求がなされた時点においては保有していない。

(3) その他

実施機関では、本件開示請求を受けて、実施機関内に対象公文書の保有がないか搜索したが、対象公文書の存在は確認できなかった。

第5 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

条例第5条に規定されているとおり、何人も公文書の開示を請求する権利が保障されているが、同条の規定による開示の請求をした者が公文書の開示を受けるためには、当該開示の請求をした時点において、実施機関の保有する公文書が存在していることが前提となる。

当審査会は、公文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、審査請求人及び実施機関のそれぞれの主張から、対象公文書の存否等について、以下判断するものである。

2 対象公文書の保有の有無について

審査請求人の主張及び実施機関の説明によれば、当該公共用地と私有地の境界確定に係る事務に関しては、国有財産法(昭和23年法律第73号)第9条第3項に規定される県が行う法定受託事務のうち公共用地に係る境界確定事務の取扱いについて定めた要領に基づき実施されており、当審査会においても、当該事務は確かに要領に基づいて行われるものと認められたことから、以下要領に照らして本件処分に係る対象公文書の保有の有無について検討する。

(1) 実測平面図について

要領によれば、公共用地と私有地の境界確定を行う際は、要領第5の規定により、公共用財産境界確定申請書に次の図書を添付して申請を行うこととされている。

- ア 位置図
- イ 案内図
- ウ 地図写し
- エ 隣接土地所有者一覧表
- オ 土地登記簿謄本
- カ 戸籍謄本等
- キ 委任状
- ク その他参考となる資料

また、境界確定申請により境界を確定した後、境界確定同意申請を行う際は、要領第14の規定により、境界確定同意申請書に実測平面図を2部添付して申請を行うこととされている。

そして、要領第15の規定により、境界確定の同意申請書の提出があった場合、現地確認等の結果、申請書に添付された実測平面図と相違がないときは、実測平面図の境界に異議がない旨証明した上で実測平面図を1部申請者に交付し、実施機関においては境界確定同意申請書及び現地調査書とを一件綴として永年保管することを規定している。

上記規定を踏まえると、境界確定申請を行い、かつ、境界確定同意申請を行わなかった場合には、審査請求人が存在を主張する実測平面図を実施機関において取得し、保管する義務はないものと認められる。また、本件開示請求にかかる公共用地が〇〇〇に譲与されたことに伴い、境界確定事務の公文書も、実施機関から〇〇〇に引き継いでいるとの実施機関の説明に特段不自然な点は認められないことから、仮に境界確定申請と併せて境界確定同意申請がなされ、実施機関が実測平面図を取得していたとしても、本件開示請求がなされた時点には、〇〇〇に引き継がれていたものと認められる。

よって、本件開示請求がなされた時点においては実測平面図を保有していないとする実施機関の説明に矛盾はなく、首肯できる。

(2) 起点がわかる写真について

要領からは、境界確定にかかる起点や終点等を示した写真を取得・作成した上で実施機関が保有することを義務付ける規定は確認できないことから、対象公文書のうち「〇〇〇〇〇起点がわかる写真」を取得・作成していないとの実施機関の説明

に、特段不自然な点は認められない。

なお、実施機関の説明によると、本件開示請求にかかる境界確定申請がなされた当時、実施機関では現地調査書に現地の写真を添付した上で所属長に対する報告を行っていたとのことから、現地の写真自体が存在することについては、審査請求人及び実施機関の間に争いはないものと認められる。

また、境界確定事務の公文書を実施機関から〇〇〇に引き継いでいるとの実施機関の説明に特段不自然な点は認められないことは、上述のとおりであり、現地写真についても、本件開示請求がなされた時点には、〇〇〇に引き継がれていたものと認められる。

よって、本件開示請求がなされた時点においては「〇〇〇〇〇〇起点がわかる写真」を保有していないとする実施機関の説明に矛盾はなく、首肯できる。

(3) その他

実施機関は、本件開示請求を受けて対象公文書を搜索したが、存在は確認できなかったと主張する。

加えて、当審査会が、本件開示請求がなされた時点において実施機関が対象公文書を保有していると推測できる事情もない。

なお、審査請求人は、境界確定事務の適切性やその後の実施機関の対応等について種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙「審査会の処理経過」のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成31年 2月 6日	・実施機関から諮問書及び弁明書(写)を收受
平成31年 4月 3日	・実施機関を經由して審査請求人の反論書(写)を收受
令和 元年 9月17日 (第282回審査会)	・審査請求の経過説明 ・審議
令和 元年10月15日 (第283回審査会)	・実施機関から公文書不開示決定理由を聴取 ・審議
令和 元年11月18日 (第284回審査会)	・審査請求人代理人から意見を聴取 ・審議
令和 元年12月16日 (第285回審査会)	・実施機関から公文書不開示決定理由を追加聴取 ・審議
令和 2年 1月20日 (第286回審査会)	・審議
令和 2年 2月19日 (第287回審査会)	・審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
垣見 隆禎	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会 長
阪本 尚文	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
佐藤知恵子	行政書士	
村上 敬子	税理士	
渡辺慎太郎	弁護士(第284回審査会まで審議参加)	会長職務代理者